

令和6年度

固定資産税

償却資産申告の手引き

町税務行政につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在の白浜町内に所有している償却資産について申告していただくことになります（地方税法第383条）。

つきましては、この手引きをご参照の上、申告書等を作成し、期限までにご提出ください。

○ 提出期限 **令和6年1月31日（水）**

期限の間近になりますと、窓口が大変混雑しますので、**1月19日（金）**までにご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

○ 提出先・問い合わせ先

〒649-2211
和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
白浜町税務課課税係
TEL 0739-43-6584（直通）
FAX 0739-43-5353

◎ 白浜町公式ウェブサイト
<http://www.town.shirahama.wakayama.jp>

◎ 地方税ポータルシステム（eLTAX:エルタックス）
<https://www.eltax.lta.go.jp>

白 浜 町

目次

1. 償却資産とは	1
(1) 償却資産の種類と具体例	1
(2) 業種別の主な償却資産	1
(3) 建物附属設備における家屋と償却資産の区分	3
(4) 土地と償却資産の区分	4
2. 償却資産の申告について	5
(1) 申告が必要な方	5
(2) 申告書等の提出期限	5
(3) 申告書等の提出先	5
(4) 申告の対象となる資産	5
(5) 申告の対象とならない資産	5
3. 申告の方法について	8
(1) 一般方式（増減申告）	8
(2) 電算処理方式	8
(3) 電子申告について	8
4. 評価額の算出方法について	9
5. 課税について	11
6. 個人番号・法人番号の記入について	11
7. 非課税・課税標準の特例等	12
(1) 非課税・課税標準の特例が適用される償却資産	12
(2) 耐用年数の短縮等を適用した償却資産	12
8. 申告書等の記入例	15
9. よくある質問	18

1. 償却資産とは

土地・家屋以外の有形の固定資産で現に事業に用いている資産及び事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

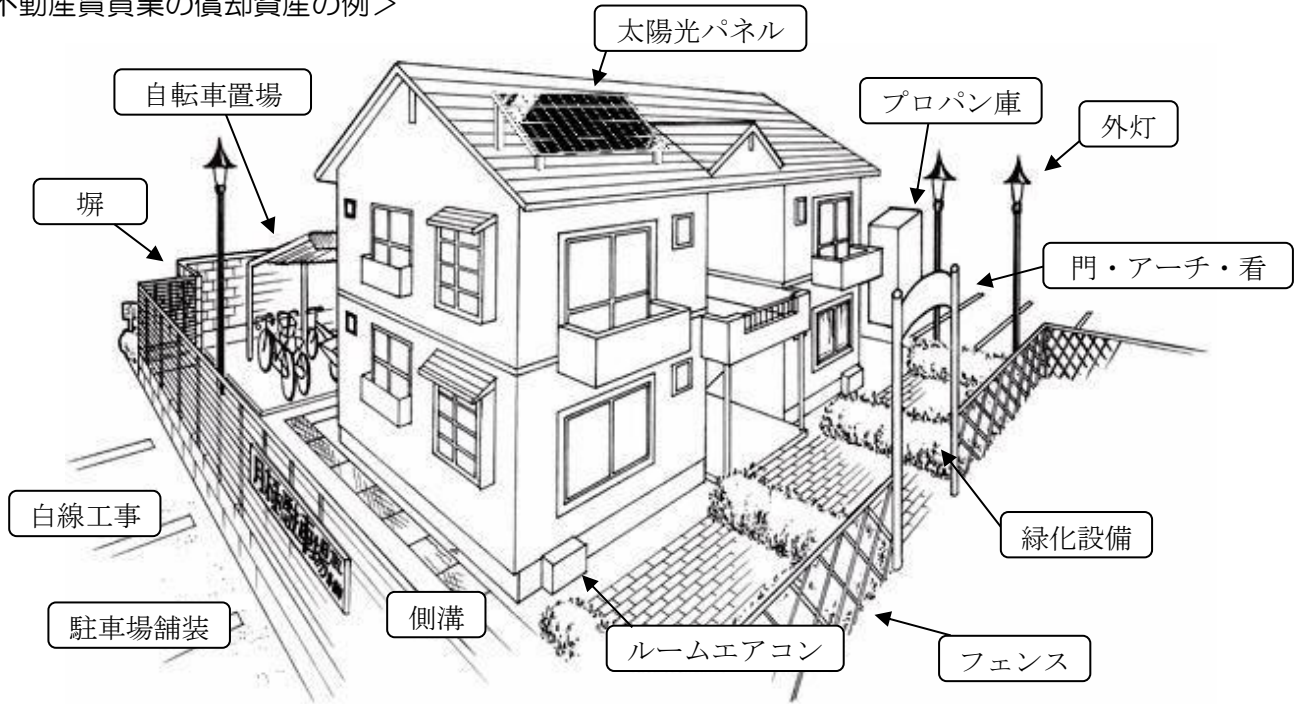
(1) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		償却資産の例
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化設備等の外構工事、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等（P.3参照）
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、太陽光発電設備（P.2参照）、クレーン等建設機械（P.7参考③④）等
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車等（自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車・トラック等及びカーナビゲーション等は除く。）（P.7参考③④）
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

(2) 業種別の主な償却資産

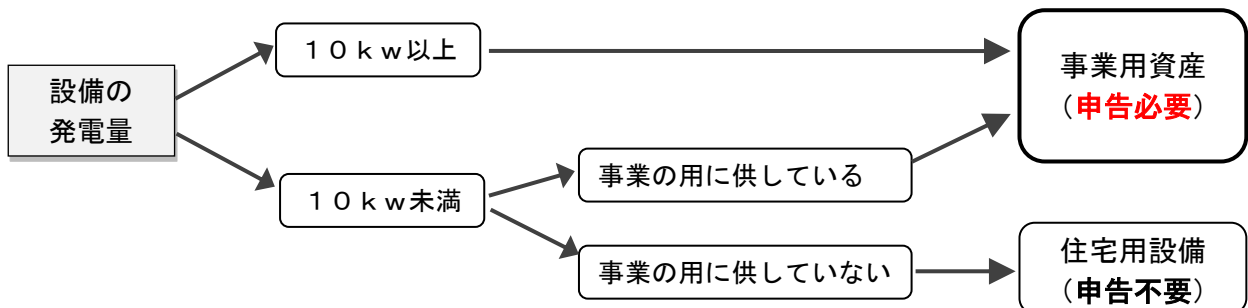
業種	償却資産の例
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、受変電設備、看板、舗装路面、LAN設備、太陽光発電設備等
飲食業	テーブル、椅子、カウンター、音響機器、冷蔵庫、厨房設備等
理容・美容業	理容・美容椅子、消毒殺菌機、サインポール、洗面設備等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、給排水設備、ビニール包装設備等
医療・薬局業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、光学検査機器、顕微鏡等）、薬品戸棚、陳列ケース、ベッド、給食用厨房器具等
小売業	陳列棚、陳列ケース、冷蔵ストッカー等
農業	ビニールハウス、大型特殊自動車（コンバイン、トラクター等）等
自動車整備業・ガソリン販売業	旋盤、リフト、チェンブロック、オイルクリーナー、洗浄機、コンプレッサー、溶接機、充電器、ドリル、検査工具、取付工具、切削工具、ガソリン計量機、照明設備、地下タンク等
建設業	大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等）、測量機器、発電機等
金属製品等加工業	旋盤、ボール盤、定盤、フライス盤、プレス機、カッター、研磨機、グラインダー、モーター、溶接機、コンプレッサー、クレーン、検査工具、取付工具、切削工具等
不動産賃貸業	駐車場舗装、外灯、門、緑化設備、自転車置場、屋外給排水設備等

<不動産賃貸業の償却資産の例>

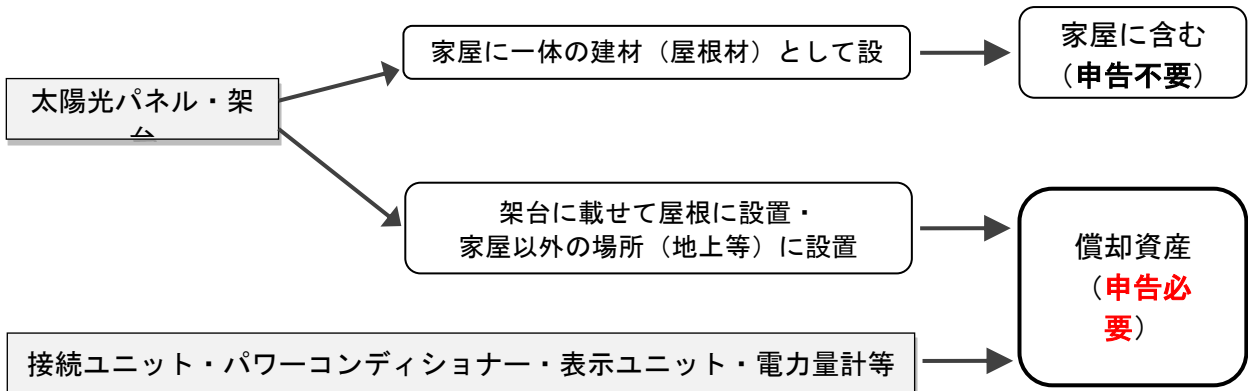


<申告対象となる太陽光発電設備>

<事業用資産と住宅用設備の区分>



<償却資産と家屋の区分>



※課税標準の特例については P. 13 参考⑤を参照

(3) 建物附属設備における家屋と償却資産の区分

建物附属設備については、家屋と償却資産に区分して課税することになっています。

一般的に、独立した機器としての性格が強いものや、特定の生産または業務の用に供されるものは償却資産として取り扱います。

家屋の所有者以外の者（テナント等）が事業の用に供するために、借りた店舗等に施工した内装・造作、電気設備、ガス設備、給排水設備、空調設備等については、借主の償却資産として取り扱います。（地方税法第 343 条第 10 項）

※区分表は次のとおりです。

<家屋と償却資産の区分表>

※下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋の所有関係				
			自己所有		借家		
			家屋 (申告不要)	償却資産 (申告要)	家屋 (申告不要)	償却資産 (申告要)	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○	
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○	
	中央監視設備	設備一式		○		○	
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		○		○	
	照明器具設備	屋内設備一式	○			○	
	電力引込設備	引込工事		○		○	
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備(*)			○		○
		上記以外の設備		○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器			○		○
		配管・配線、端子盤等		○			○
	LAN設備	設備一式		○		○	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			○		○
		配管・配線等		○			○
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ			○		○
		配管・配線等		○			○
	避雷設備	設備一式		○		○	
	火災報知設備	設備一式		○		○	
盗難非常通報装置	設備一式		○		○		
自動車管制装置	屋外設備一式			○		○	
	屋内設備一式		○			○	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備(*)		○		○	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○	
	給湯設備	局所給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			○		○
		局所給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備		○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備(*)			○		○
屋内の配管等			○			○	
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)		○		○		
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			○		○	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			○	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産または業務用設備(*)		○		○	
		上記以外の設備		○		○	
換気設備	換気設備	特定の生産または業務用設備(*)		○		○	
		上記以外の設備		○		○	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○		○	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等		○		○	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			○		○
上記以外の設備			○			○	
洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等				○		○	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化設備等)		○		○	

(*) 特定の生産または業務用設備の例

- ・工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備
- ・ガスバーナー用のガス配管
- ・工業用水道配管
- ・精密機械工場内の空調設備や集塵設備

(4) 土地と償却資産の区分

土地の造成または改良のために要した費用は、土地の取得価額に含めて経理処理をすることになっていますが、その規模、構造からみて土地と区分して構築物とすることが適当と認められる場合は、構築物の取得価額とすることができます。(法人税基本通達7-3-4) この場合は、償却資産の申告が必要です。詳しくはお尋ねください。

2. 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方

令和6年1月1日現在、白浜町内に償却資産を所有している方です。

(2) 申告書等の提出期限

令和6年1月31日(水)

期限の間近になりますと窓口が大変混雑しますので、**1月19日(金)**までにご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

(3) 申告書等の提出先

白浜町税務課、富田事務所または日置川事務所

なお、郵送でも申告できますが、申告書控(受付印押印)を必要とされる方は、**返信用切手及び封筒**を同封してください。

あて先：〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町 1600 番地
白浜町税務課課税係

※必ず明記してください。

(4) 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在、**現に事業に用いている資産及び事業の用に供することができる資産**です。なお、以下の資産も申告の対象となります。

- ・償却済資産(減価償却が終わり、帳簿上備忘価額で計上されている資産)
- ・簿外資産(帳簿上は記載されていなくても、本来は減価償却が可能な資産)
- ・遊休資産(稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産)
- ・未稼働資産(既に完成しているが、まだ稼働していない資産)
- ・建設仮勘定で計上されている資産であっても、賦課期日までに完成し、事業の用に供されている資産
- ・福利厚生のに供する資産
- ・改良費(資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。)
- ・耐用年数が1年未満または取得価額が20万円未満であっても、税務会計上個別に減価償却をしている資産 (P.6 参考①)
- ・租税特別措置法の規定を適用し、即時償却をしている資産 (P.6 参考①)
- ・借用資産(リース資産)で、契約の内容が割賦販売(*)と同等である資産 (P.6 参考②)
*割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている資産は、原則として買主が申告してください。

(5) 申告の対象とならない資産

以下の資産は、償却資産の対象となりませんので申告の必要はありません。

- ・耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満のもので、税務会計上一時に損金または必要な経費に算入された資産 (P.6 参考①)
- ・取得価額が20万円未満のもので、税務会計上事業年度ごと一括して3年間で償却を行うことを選択された資産 (P.6 参考①)
- ・ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、取得価額が20万円未満のもの (P.6 参考①)
- ・自動車税または軽自動車税の課税対象となる資産
*大型特殊自動車は申告が必要です。(P.7 参考③④)
- ・無形減価償却資産(特許権、商標権、ソフトウェア、営業権等)
- ・繰延資産(開業費等)
- ・棚卸資産(商品、貯蔵品等)

<参考①>少額資産の取り扱いについて

償却資産の申告の対象から除外する、いわゆる「少額資産」は、地方税法第 341 条第 4 号及び地方税法施行令第 49 条により、取得価額が 10 万円未満のものうち一時に損金算入した資産、取得価額 20 万円未満のものうち 3 年間で一括償却した資産のみをいいます。このことから、租税特別措置法の規定を適用して即時償却した資産については、償却資産の対象となります。

○：申告要 ×：申告不要

取得価額 償却方法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
個別に減価償却	○	○	○	○
中小企業者等の 少額資産特例 (※1)		○	○	
一時に損金算入 (※2)	×			
3 年で一括償却 (※3)	×	×		

※1 租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5、旧租税特別措置法第 67 条の 8 ほか

※2 法人税法施行令第 133 条、所得税法施行令第 138 条

※3 法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項、所得税法施行令第 139 条第 1 項

また、地方税法施行令第 49 条により、法人税法第 64 条の 2 第 1 項または所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で取引取得価額が 20 万円未満の資産については申告の対象外となります。

<参考②>借用資産（リース資産）について

リース資産はその契約内容により、資産を貸している人に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している人に申告していただく場合に分かれます。詳しくは次の表のとおりです。

○：申告要 ×：申告不要

リース契約の内容	資産を貸している人	資産を借りている人
通常の賃貸借契約によるリース資産	○ (資産の所在する市町村へ申告)	×
実際の売買にあたるようなリース資産 (リース後に資産が使用者の所有物となるような場合等)	×	○

※平成 19 年度税制改正により、平成 20 年 4 月 1 日以降に契約を締結した所有権移転外ファイナンス・

リース取引については、税務会計において、売買取引として取り扱われることとなりましたが、

償却資産の申告につきましては、従来どおりリース会社からの申告となります。

<参考③>大型特殊自動車について

○：申告要 ×：申告不要

自動車の構造及び原動機		自動車の大きさ			自動車の種別	償却資産	
		長さ	幅	高さ			
ア	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローダ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km/時以下のもの	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	小型特殊自動車	×
	自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km/時を超えるもの	大型特殊自動車				○	
	上記以外のもの	大型特殊自動車				○	
イ	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度35km/時未満のもの				小型特殊自動車	×
	最高速度35km/時以上のもの	大型特殊自動車				○	
ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車					大型特殊自動車	○	

※上表アに該当する自動車の場合は、最高速度15km/時以下、長さ4.70m以下、幅1.70m以下、高さ2.80m以下の4つの条件を1つでも超えると大型特殊自動車となり、償却資産に該当します。

※上表イに該当する自動車の場合は、大きさは問わず最高速度が35km/時以上であれば大型特殊自動車となり償却資産に該当します。

※小型特殊自動車については、軽自動車税の申告とナンバープレートの交付を受けてください。

<参考④>大型特殊自動車の分類番号

大型特殊自動車は、自動車登録番号の分類番号により下記のとおり資産の種類が区分されます。

- (1) 大型特殊自動車のうち、建設機械(機械及び装置)に該当するもの
・・・分類番号：0、00～09、000～099
- (2) 大型特殊自動車のうち、建設機械以外(車両及び運搬具)のもの
・・・分類番号：9、90～99、900～999

(例) 建設機械の場合

建設機械以外の場合



3. 申告の方法について

申告の方法には、一般方式と電算処理方式があります。

(1) 一般方式（増減申告）

次の表の申告区分により、○印のついている書類を提出してください。

申告区分	提出書類	償却資産 申告書 (第 26 号様式) P. 17 参照	種類別明細書		留意点
			増加資産・全資産用 (別表 1) P. 18 参照	減少資産用 (別表 2) P. 19 参照	
初めて申告される方	申告する資産がある方	○	○		種類別明細書に白浜町内に所在する全資産を記入してください。
	申告する資産がない方	○	×		申告書「18 備考」欄に「該当資産なし」と記入してください。
前年度以前に申告された方	資産の増減がない方	○	×	×	申告書「18 備考」欄に「増減なし」と記入してください。
	増加した資産がある方	○	○	×	増加資産用種類別明細書に前年中に増加した資産を全て記入してください。
	減少した資産がある方	○	×	○	減少資産用種類別明細書に前年中に減少した資産を全て記入してください。
	増加・減少資産が両方ある方	○	○	○	前年中に増加した資産は増加資産用種類別明細書に、前年中に減少した資産は減少資産用種類別明細書に、それぞれ記入してください。
	廃業・転出された方	○	×	×	申告書「18 備考」欄に年月日及び「廃業・解散・転出等」を記入してください。

※前年中とは、令和 5 年 1 月 2 日から令和 6 年 1 月 1 日までの期間です。

※前年より前の資産の増加・減少について申告もれがありましたら、それらも申告してください。

※白浜町公式ウェブサイトから、申告書等の用紙をダウンロードすることができます。

※申告書等の記入方法については、P. 15 以降の記入例をご参照ください。

(2) 電算処理方式

電算処理により独自の様式で申告することもできます。また、全資産申告する場合には、増加・減少した資産のみの申告ではなく、令和 6 年 1 月 1 日現在に所有する全ての資産について、評価額等を算出し、申告してください。

資産内容が前年度と変更がない場合でも、種類別明細書（評価額、課税標準額等を記載）を添付してください。

(3) 電子申告について

地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用し、インターネットによる申告も受け付けています。詳しくは、eLTAX のウェブサイト (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

虚偽の申告をした場合、または正当な理由がなく申告しなかった場合は、地方税法の規定により、罰金または過料を科されることがあります。（地方税法第 385 条・第 386

4. 評価額の算出方法について

資産ごとに取得年月、取得価額及び耐用年数（国税庁「耐用年数表」を参照）に基づき評価額を算出します。

評価額の計算方法は次のとおりです。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2}\right)$ <hr style="width: 50%; margin: auto;"/> (* 1)	$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$ <hr style="width: 50%; margin: auto;"/> (* 2)

r : 耐用年数に応ずる減価率

* 1 : 端数処理は、小数点以下第 4 位を切り捨てます。

半年分の減価残存率で下記「減価残存率表」の * 1 欄の率です。

* 2 : 1 年分の減価残存率で下記「減価残存率表」の * 2 欄の率です。

算出した評価額が取得価額の 5%を下回る場合は、取得価額の 5%の額が評価額となります。

(例) 取得価額 1,000,000 円、取得年月令和 5 年 4 月、耐用年数 4 年の資産の場合、各年度の評価額は次のとおりです。

※前年中取得の減価残存率は 0.781 で前年前取得は 0.562 (「減価残存率表」参照)

令和 6 年度 : 1,000,000 円 × 0.781 = 781,000 円

令和 7 年度 : 781,000 円 × 0.562 = 438,922 円

令和 8 年度 : 438,922 円 × 0.562 = 246,674 円

令和 9 年度 : 246,674 円 × 0.562 = 138,630 円

令和 10 年度 : 138,630 円 × 0.562 = 77,910 円

令和 11 年度 : 77,910 円 × 0.562 = 43,785 円 < 50,000 円 (*)

* 令和 11 年度で算出額が取得価額の 5% (50,000 円) より小さくなるので、以降の評価額は 50,000 円となります。

<減価残存率表>

耐用年数	耐用年数に 応ずる 減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に 応ずる 減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に 応ずる 減価率 r	減価残存率	
		前年中 取得の もの * 1	前年前 取得の もの * 2			前年中 取得の もの * 1	前年前 取得の もの * 2			前年中 取得の もの * 1	前年前 取得の もの * 2
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

5. 課税について

課税についての詳細は下の表のとおりです。

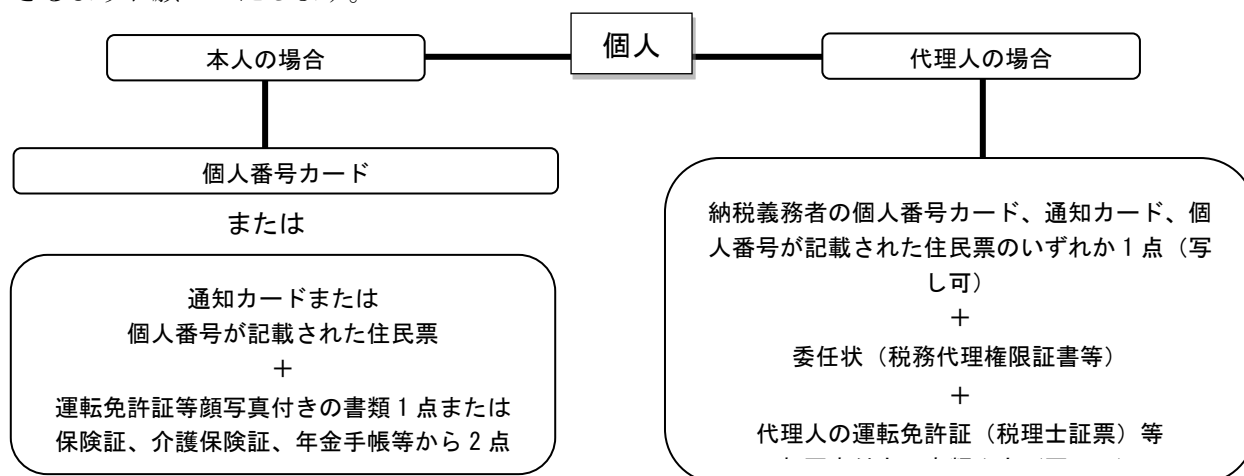
区 分	説 明
価格等の決定	申告及び調査に基づいて固定資産（償却資産）の価格等を決定します。
課税標準額	賦課期日（1月1日）における償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものです。 ただし、課税標準の特例（P.12参照）の適用を受ける資産の課税標準額はその価格に特例率を乗じた額となります。
税 率	1.4%です。
免 税 点	課税標準額（償却資産の合計額）が150万円未満の場合は課税されません。 ただし、150万円未満であっても申告は必要です。
閲 覧	償却資産の所有者等は、償却資産課税台帳の閲覧により、価格等登録内容の確認を行うことができます。 令和6年度の無料での閲覧の期間は4月1日から第1期納期限までの間です。 なお、閉庁日（土曜日、日曜日、祝休日、12/29～1/3）を除きます。
納 期	原則として1期（4月）、2期（7月）、3期（11月）、4期（翌年1月）の4回で納めていただきます。
そ の 他	申告もれ等があった場合には、その年度だけでなく、過去の年度にさかのぼって課税されることがあります。

6. 個人番号・法人番号の記入について

マイナンバー法が施行され、償却資産申告書に「個人番号」または「法人番号」を記入していただくことになりました。

マイナンバー法では、「個人番号」を記入した書類の提出には、本人確認として、番号確認（正しい個人番号であることの確認）と身元確認（番号の正しい持ち主であることの確認）の2つの確認を行うことが必要とされています。

償却資産の申告にあたっては、番号の記入をお願いするとともに、あわせて「個人番号」を記入した申告書については本人確認を実施いたしますので、以下のとおり必要書類をご提示くださるようお願いいたします。



※郵送で提出される場合は、上記の書類の写しを同封してください。委任状は原本が必要です。

7. 非課税・課税標準の特例等

(1) 非課税・課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法及び条例の規定により固定資産税が軽減される場合があります。

- ・非課税となる償却資産

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する償却資産を所有されている方は、「償却資産に係る非課税適用申請書」をご請求の上、必要事項を記入し非課税内容に係る書類とともに提出してください。ただし、非課税該当の償却資産であっても台帳に登録しますので申告をお願いいたします。

- ・課税標準の特例が適用される資産

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条、第 15 条の 2、第 15 条の 3 の規定により、一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。特例の適用を受ける場合は、申告書等とともに添付書類を提出してください。

<特例が適用される資産の例 地方税法附則第 15 条>

資産の種類		特例率	添付書類	
公共の 危害 防止 施設 等	水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場等の汚水または廃液の処理施設等	1 / 2	施設設置届出書(写)・ 施設設置許可書(写)等	
	大気汚染防止法に規定する指定物質の排出または飛散の抑制に資する施設	1 / 2		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設	1 / 2		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の最終処分場	2 / 3		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理施設		1 / 2
		上記以外の処理施設		1 / 3
下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設	3 / 4			
特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設		3 / 4	工事の検査済証(写)	
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の認定発電設備			P. 13 参考⑤	
生産性向上特別措置法における先端設備等導入計画に基づき新規取得した先端設備等に該当する一定の償却資産			P. 13 参考⑥	

* 改正により、該当資産、適用期間、範囲等が変更になることもあります。

(2) 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

令和 5 年 1 月 2 日から令和 6 年 1 月 1 日までの間に、法人税法または所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産がある場合は、下記<耐用年数の短縮等の添付書類一覧>に掲げる添付書類とともに提出してください。これらの償却資産については、法人税法または所得税法の規定による計算上の取扱いに準じて評価額等が算出されます。

なお、圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却は、固定資産税では認められておりません。

<耐用年数の短縮等の添付書類一覧>

事項	国税における所轄	添付書類
耐用年数の短縮	国税局長	耐用年数の短縮の承認申請書(写)
増加償却	税務署長	増加償却の届出書(写)及びそのことを証する書類(写)

＜参考⑤＞電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の認定発電設備の課税標準の特例について

平成 30 年度税制改正により、太陽光発電設備について、下表のとおり発電出力によって特例率
 が変更になりました。風力発電設備・水力発電設備・地熱発電設備・バイオマス発電設備の特例
 についても変更になりました。

＜取得時期及び特例対象資産と特例率＞

特例適用期間：取得後 3 年度分

設備の種類		取得時期	特例率（発電出力）	添付書類
太陽光 発電設備	再生可能エネルギー事 業者支援事業費に係る 補助を受けている設備 （固定価格買取制度 の認定を受けたもの を除く）	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	2 / 3	再生可能エネルギー事 業者支援事業費補助金 交付決定通知書（写）
		平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	3 / 4 (1,000 k w 以上)	
			2 / 3 (1,000 k w 未満)	

**＜参考⑥＞中小企業等経営強化法における先端設備等導入計画に基づき
 新規取得した先端設備等に該当する一定の償却資産に係る課税標準の特例について**

白浜町では、中小事業者等が町の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、新規に取得
 した固定資産（償却資産）について、課税標準の特例が適用されます。先端設備等導入計画の申
 請については、白浜町観光観光商工係（直通電話 0739-43-6588）へお問い合わせください。

＜特例の対象となる中小事業者等＞

次に該当する中小事業者等のうち、「先端設備等導入計画」の認定を受けた者

- ・資本金もしくは出資金の額が 1 億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人

※下記に該当する場合は特例の適用対象外です。

- ・同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が 1 億円超の法人または資本金もしくは出資金を有しな
 い法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人超の法人）から 2 分の 1 以上の出資を受ける法人
- ・ 2 以上の大規模法人から 3 分の 2 以上の出資を受ける法人

＜特例適用期間及び特例割合＞

- ・令和 5 年 3 月 31 日までに取得した資産は、取得後 3 年間の課税標準額をゼロとします。
- ・令和 5 年 4 月 1 日以降に取得した資産は、1/2 の軽減を適用します。さらに、賃上げ方針
 を計画内に位置付けて従業員に表明した場合については、以下の期間に限り、課税標準額
 を 1/3 に軽減します。

設備の取得時期	賃上げの表 明	適用期間	特例割合
～令和 5 年 3 月 31 日	なし	3 年間	ゼロ
令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	なし	3 年間	1/2
令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	あり	5 年間	1/3

令和6年4月1日～令和7年3月31日	あり	4年間	1/3
--------------------	----	-----	-----

<特例対象資産>

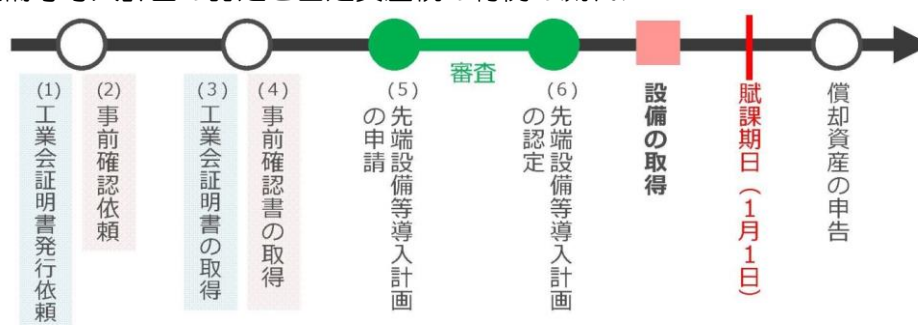
※令和5年3月31日まで

資産の種類 (中古資産を除く)	1台1基または 一の取得価額	販売開始 時期	要件	添付書類
機械及び装置	160万円以上	10年以内	旧モデル比で 年平均1%以上 向上するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画の認定書(写) ・認定を受けた先端設備等導入計画(写) ・工業会等による生産性向上特別措置法の先端設備等に係る仕様等証明書(写)
測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内		
器具及び備品		6年以内		
建物附属設備	60万円以上	14年以内		
構築物	120万円以上	14年以内		
事業用家屋 (新築のみ)	120万円以上	—	認定を受けた先端設備等(取得価額合計が300万円以上)を稼働させるためのものである	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認済証(写) ・先端設備等が設置される家屋であることがわかる家屋の見取図(写) ・設備等の購入契約書(写)

※令和5年4月1日以降

資産の種類	1台1基または 一の取得価額	要件	添付書類
機械装置	160万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・認定経営革新等支援機関の認定を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載されている。 ・中古資産でない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画の認定書(写) ・認定を受けた先端設備等導入計画(写) ・認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書(写)
測定工具及び検査工具	30万円以上		
器具備品			
建物附属設備	60万円以上		

<先端設備等導入計画の認定と固定資産税の特例の流れ>



「先端設備等導入計画」の認定後に設備を取得することが必須です。

「(5) 先端設備等導入計画の申請」までに「(3) 工業会証明書の取得」ができなかった場合でも、賦課期日(1月1日)までに工業会等証明書と誓約書を追加提出することで、固定資産税の特例を受けることができます。(計画変更により設備を追加する場合も同様)

※所有権移転外リース取引が行われ、リース会社が申告する場合には、上表の3点に加え「リース契約書(写)」及び「公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書(写)」も添付してください。

8. 申告書等の記入例

償却資産申告書、種類別明細書等は、記入例を参考に記入してください。

(1) 償却資産申告書の記入例

所有者住所

① 住所の変更がある場合は、「18 備考欄」に変更事由、年月等を記入してください

② 電話番号を記入してください。

事業開始年月

個人…事業を開始した年月を記入してください

法人…法人の設立年月を記入してください。

事業種目

主たる事業種目を具体的に記入してください。

法人は、資本金の額を記入してください。

応答者の係及び氏名

この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

税理士等の氏名

経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

個人番号又は法人番号

所有者の個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）第2条第5項に規定する個人番号）または法人番号（マイナンバー法第2条第15項に規定する法人番号）を記入してください。

個人番号は、左側を1文字空けて記入してください。

所有者氏名

① 氏名を記入してください。

※法人の場合は、代表者氏名も記入してください。

※氏名または名称に変更がある場合は、「18 備考欄」に変更事由、年月等を記入してください。

② 屋号があれば記入してください。

取得価額

(イ) 前年以前に取得したもの
令和5年1月1日以前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
印字してある場合は確認してください。

(ロ) 前年中に減少したもの
令和5年1月1日以前に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

(ハ) 前年中に取得したもの
令和5年1月1日以前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

(ニ) 計 ((イ) - (ロ) + (ハ))
(イ) - (ロ) + (ハ) によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

備考

次のような事項を記入してください。

① 資産所在地・所有者住所・氏名または名称等に異動があった場合の異動年月日及び事由等、参考となる事項

② 「耐用年数の短縮の承認通知書の写し」、「増加償却の届出書の写し」等添付した書類の名称

③ 納税管理人の住所、氏名

④ その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項

資産の所在地

白浜町内の事業所所在地を記入してください。

※2つ以上の事業所等がある場合には、それぞれの所在地名を記入し、その主たる事業所の番号を○で囲んでください。

借用資産

借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

※④に該当する場合には、貸主の住所、名称等を記入してください。

事業所用家屋の所有区分

事業所用家屋の所有区分について、該当する方を○で囲んでください。

令和 ○年 ○月 ○日
白浜町長 殿
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町○○番地 (電話 0739-43-5555)

株式会社 白浜やくば 代表取締役 白浜 太郎 (印号)

資産の種類	前年以前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ) - (ロ) + (ハ)) (ニ)
1 構築物	5,000,000		1,000,000	6,000,000
2 機械及び装置	22,000,000	5,000,000	10,000,000	27,000,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具			2,000,000	2,000,000
6 工具、器具及び備品	3,000,000		500,000	3,500,000
7 合計	30,000,000	5,000,000	13,500,000	38,500,000

15 市町村内における事業所等番号の所定欄
① 白浜町1600番地
② 白浜町平956番地
③
16 借用資産
白浜町栄731番地の5
株式会社 富田リース
17 事業所用家屋の所有区分
④ 自己所有・借家
18 備考 (添付書類等)

8~14の各々該当する方を○で囲んでください。

8
9
10
11
12

④に該当する場合には、関係書類を添付してください。

④に該当する場合でも、特別償却または圧縮記帳しない取得価額で申告してください。

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

- 令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産及び町外の事業所から移動してきた資産または前年申告もれ資産について記入してください。
- 全資産申告される方（今年をはじめて申告される方、電算処理方式による全資産申告をされている方等）は白浜町内に所有する全ての資産を記入してください。
- 課税標準の特例または非課税の適用がある資産を取得した場合も、この用紙に記入し、「摘要」欄に適用条項を記入してください。

資産の種類

数字で記入してください。

構 築 物 ・ 建 物 附 属 設 備	1
機 械 ・ 装 置	2
船 舶	3
航 空 機	4
車 両 ・ 運 搬 具	5
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	6

資産の名称等

資産の名称等を記入してください。

数 量

資産の数量を記入してください。

取得年月

資産を取得した年号と、年・月を記入してください。
※年号は数字で記入してください。

昭 和	3
平 成	4
令 和	5

1月1日に取得した資産は右の摘要欄にその旨を記入してください。

小 計

ページごとに合計を記入してください。

取得価額

資産を取得するために要した額（引取運賃・運送保険料・据付費等を含む）を記入してください。
※圧縮記帳を行っている場合は、圧縮額も取得価額に含めてください。

耐用年数

耐用年数表に定める耐用年数を記入してください。（国税庁「耐用年数表」参照）
※中古資産等を取得し、税務会計上見積耐用年数を適用している場合は、その見積耐用年数
※短縮耐用年数を適用している場合は、その耐用年数

申告の年度を記入してください。
令和 ○ 年度

該当する方を○で囲んでください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード: 1111111111

所有者名: (株)白浜やくば

頁数: 1枚のうち 1枚目

行番	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額(円)	耐用年数	課税標準額	課税標準額	摘要
01	1	構内舗装(アスファルト)	1	526	1000000	0			
02	2	平面研削盤	1	522	1000000	0			記入する必要はありません。 ※ただし、電子処理方式による全資産申告をされる場合は、記入してください。
03	5	フォークリフト(大型特殊)	1	527	2000000	0			1 中古見積 3 4 R3 申告もれ
04	6	エアコン	1	519	250000	0			1 2 3 4
05	6	エアコン	1	523	250000	0			1 2 3 4
06									1 2 3 4
07									1 2 3 4
08									1 2 3 4
09									1 2 3 4
10									1 2 3 4
11									1 2 3 4
12									1 2 3 4
13									1 2 3 4
14									1 2 3 4
15									1 2 3 4
16									1 2 3 4
17									1 2 3 4
18									1 2 3 4
19									1 2 3 4
20									1 2 3 4
小 計			5		13500000				

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

所有者名

氏名または名称を記入してください。

ページ数を記入してください。

増加事由

該当する増加事由の番号を○で囲んでください。

1	新 品 取 得
2	中 古 品 取 得
3	移 動 に よ る 受 入 れ
4	そ の 他

摘 要

次のような事項を記入してください。

- 非課税または課税標準の特例の適用がある資産については、その適用条項
- 耐用年数の変更があった場合は、その時期及び旧耐用年数
- 短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示
- 増加償却を行っている資産については、その旨の表示
- 中古資産で見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示
- 1月1日取得の資産については、その旨の表示
- その他、価格の決定にあたって必要な事項

(3) 種類別明細書（減少資産用）の記入

令和5年1月2日から令和6年1月1日までに減少した資産を記入してください。

資産の種類

減少した資産の種類（数字）を記入してください。

申告の年度を記入してください。

令和 ○年度

所有者名

氏名または名称を記入してください。

資産の名称等

資産一覧表から、減少した資産の名称を記入してください。

数量

減少した資産の数量を記入してください。

取得年月

取得年月を記入してください。

小計

ページごとに合計を記入してください。

耐用年数

減少した資産の耐用年数を記入してください。

申告年度

減少した資産について、最初に白浜町へ所有資産として申告した年度を、分かる範囲で記入してください。

取得価額

減少した資産の取得価額を記入してください。

資産の一部が減少した場合は、減少した分の取得価額を記入し、減少区分欄の「2」（一部）を○で囲んでください。

(例)

当初取得価額	600,000	当初数量	2
一部減少分の取得価額	300,000	減少数量	1
残存分の取得価額	300,000	残存数量	1

減少の事由及び区分

該当する減少の事由及び区分を○で囲んでください。

摘要

- 令和5年1月1日以前に減少申告もれがある場合には、次の例のように記入してください。
(例)
R4 減少申告もれ
- 減少区分「2 一部」に該当する場合には、次の例のように記入してください。
(例)
当初取得価額 600,000 円(数量 2)のうち 300,000 円(数量 1)分減少
- その他、資産が減少したことについて、必要な事項を記入してください。

所有者コード		種類別明細書(減少資産用)		所有者名		枚のうち						
1111111111				(株)白浜やくば		1枚						
行番号	業種	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月	取得価額 千円	耐用年数	減少の事由及び区分				摘要
								1売却	2減少	3移動	4その他	
01	2		計量器	1	4 2 0 1 0	300,000	7	1・②・3・4	1・②		当初取得価格 600,000 円(数量 2)のうち、300,000 円(数量 1)分減少	
02	2		包装機	1	4 2 7 9	1,000,000	10	①・2・3・4	①・2			
03	2		コンプレッサー	1	4 2 1 2	300,000	7	1・②・3・4	①・2		R 2 年度減少申告もれ	
04	2		切断機	1	4 1 5 6	3,400,000	13	1・2・③・4	①・2		大阪工場へ移設	
05								1・2・3・4	1・2			
06								1・2・3・4	1・2			
07								1・2・3・4	1・2			
08								1・2・3・4	1・2			
09								1・2・3・4	1・2			
10								1・2・3・4	1・2			
11								1・2・3・4	1・2			
12								1・2・3・4	1・2			
13								1・2・3・4	1・2			
14								1・2・3・4	1・2			
15								1・2・3・4	1・2			
16								1・2・3・4	1・2			
17								1・2・3・4	1・2			
18								1・2・3・4	1・2			
19								1・2・3・4	1・2			
20								1・2・3・4	1・2			
小計				4		5,000,000						

第二十六号様式別表二(提出用)

ページ数を記入してください。

9. よくある質問

質問	回答
共同住宅（アパート）を所有し、賃貸業を営んでいるが、償却資産の申告は必要ですか？	必要です。家屋の評価に含まれていないルームエアコンや駐車場舗装、外灯やフェンス等が対象となります（P. 2 参照）。
町内在住であるが他市町村で飲食店を営んでいます。償却資産の申告はどこにすればよいですか？	償却資産の申告は、居住地ではなく資産が所在する市町村に申告してください。
申告書が送られてきたが、償却資産に該当する資産がない場合はどうすればよいですか？	該当する償却資産を所有されていない場合も、その旨を申告していただくをお願いします。申告書右下の「18 備考」欄に「該当資産なし」と記入し、申告書を提出してください。
申告しないとどうなりますか？	正当な理由がなく申告されない場合、地方税法第 385 条・第 386 条の規定により罰金または過料が科されることがありますので必ず申告してください。
課税標準額が免税点（150 万円）未満の場合も申告は必要ですか？	必要です。毎年 1 月 1 日現在において、償却資産を所有されている方は資産の多少に関わらず申告が必要です。
現在使用していない資産も申告の対象となりますか？	対象となります。一時的に稼働を停止している資産（遊休資産）であっても、事業の用に供する目的をもって所有し、現に事業の用に供することができる状態であれば対象となります。
事業用と家庭用両方で使用している資産は、申告の対象となりますか？	対象となります。事業用と家庭用の使用割合に関係なく、その資産全体が申告の対象となります。
減価償却が終わった資産も固定資産税の課税対象となりますか？	対象となります。税務会計上、減価償却が終わっていても、現に事業の用に供している資産及び事業の用に供することができる状態である資産は、固定資産税の課税対象となります。なお、評価額の最低限度額は取得価額の 5% です。
過去に取得（除却）したもので、申告もれの資産があるが、どうすればよいですか？	P. 17 をご参照の上、令和 6 年度の申告書を提出してください。原則、その申告書をもとに過去の申告内容を修正しますが、過去の年度分についても申告をお願いすることがあります。
廃業した場合に申告は必要ですか？	必要です。申告書の右下「18 備考」欄に年月日及び「廃業・解散・転出等」を記入して申告書を提出してください。
減価償却をしていない資産は申告が必要ですか？	必要です。本来減価償却が可能な資産であれば、償却資産の申告の対象となります。
テナント等として事務所を借りている場合、どのようなものが申告の対象になりますか？	テナント等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産の申告の対象となります（P. 3、P. 4 参照）。